

一括下請負の禁止のポイント

一括下請負ってどういうこと？

一括下請負とは、

- イ 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他人に請け負わせる場合
- ロ 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工
作物の工事を一括して他人に請け負わせる場合

であって、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している（元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っている）と認められないものが該当します。

下請間でも一括下請負になるの？

一括下請負は発注者から直接建設工事を請け負った建設業者の下請工事だけでなく、あらゆる下請工事で禁止されています。

【発注者】 → 【元請負人】 → 【一次下請】 → 【二次下請】 → 【三次下請】

この下請契約はすべて一括下請負禁止が問われる可能性があります！

下請として仕事をちゃんとやっても処分されるの？

一括下請負は、当該下請工事の注文者（元請）だけでなく、請負人（下請）も監督処分（営業停止等）の対象となります。

建設工事を一括して他人に
請け負わせてはいけません。

元 請

下請契約

建設工事を一括して請
け負ってはいけません。

下 請

親会社と子会社ならいいの？

だめです。親会社から子会社への下請工事であっても、一括下請負となり得ます。

複数の下請を使っていれば大丈夫なの？

下請が複数であっても、一括下請負となり得ます。

一括下請負したらどうなるの？

一括下請負は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、国土交通省としては、原則として営業停止処分により厳正に対処するとともに、一括下請負と判断された工事についてはその工事を実質的に施工していると認められないため、経営事項審査における完成工事高から一括下請負分の工事に係る金額を除外することとしています。